



2017年2月

居住者の皆様へ

Asahi Monthly Report

排水管清掃・消防設備点検について

現在、多くのマンションで定期的に排水管清掃、消防設備点検を実施いただいていることと思います。以下の点につきまして、あらためてご確認いただければと思います、

◆ 排水管清掃

排水管が詰まってしまった場合、ご自身の住戸のみならず、近隣住戸にも被害を及ぼす可能性があります。排水管清掃未実施の場合、復旧費用は全てご自身の負担となります。排水管清掃を受けてから1年間、通常使用で排水管が詰まった場合については、無償で補修を受けることができます場合があります。

また、高級オーディオ機器や絵画、毛皮等の衣類に被害が生じた場合、損害賠償請求が高額となる恐れがあります。

今一度、個人賠償保険等の加入状況をご確認ください。

◆ 消防用設備点検(機器・総合)

この点検は消防法第17条3の3に定められた法定点検です。第44条には罰則規定も設けられています。点検を受けていただくことはもとより、居住者の皆様におかれましては、万が一の場合、消火活動、避難の妨げとなる可能性がありますので、次の点にも十分ご留意ください。

- ① 共用廊下にモノを置かない☞避難時に廊下に私物が散乱していたら…
- ② ベランダにモノを置かない☞避難ハシゴの下、パーティション脇にモノがあったら…